

労働安全衛生法体系に関連しての追加論点（案）

- 1 職場における受動喫煙防止対策は、労働者の健康障害を防止する観点から事業者の責務とすべきか否か。
- 2 労働安全衛生法における規制有害物質に係る健康障害防止対策の基本は当該有害物質へのばく露を低減させることであるが、受動喫煙に対するばく露防止対策としては、事業場の実態にあわせた対策をどのように講じればよいか。
- 3 労働安全衛生法における健康障害防止措置は、労働災害防止のための最低基準として事業者に一律に措置を義務付けているものであるが、受動喫煙防止措置を労働安全衛生法上どのように位置付けるか。
- 4 全面禁煙又は一定の要件を満たす喫煙室の設置が困難とされる職場においてはどのような具体的対策を講じればよいか。

労働安全衛生法における規制体系について

